

## USPTO が AIA に関する Final Rule と審査ガイドラインを公表

2013年02月25日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
**WORLD PATENT & TRADEMARK**

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

### 1. はじめに

2013年3月16日に米国特許制度が先願主義へ移行します。その結果、出願人は先行技術に係る拒絶理由を克服するために発明日を頼みの綱にすることはできなくなると共に、USPTOの審査官が拒絶理由の根拠として利用できる先行技術の範囲が拡大されます。

先願主義への移行を目前に控え、USPTOは、2013年2月13日、以下のAIAの最終審査ガイドラインと、AIAのFinal Ruleとを2013年2月14日に官報に掲載すると発表していました。

- **Examination Guidelines for Implementing the First Inventor To File Provisions of the Leahy-Smith America Invents Act** \*1
- **Changes To Implement the First Inventor To File Provisions of the Leahy-Smith America Invents Act** \*2

上記のAIAの最終審査ガイドラインとAIAのFinal Ruleに鑑み、実務上留意すべき事項について以下に説明します。

### 【全5頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。  
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK  
外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)  
E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

#### 【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

\*1 LINK: <http://federalregister.gov/a/2013-03453>

\*2 LINK: at <http://federalregister.gov/a/2013-03450>